

議案第 5 4 号

四万十町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年四万十町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「月額」の次に「（法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額（四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号）第16条に規定する通勤手当に相当する額及び同条例第24条に規定する時間外勤務手当に相当する額を除く。））」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。